

日 薬 業 発 第 138 号
平成 30 年 7 月 17 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 森 昌平

平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて
(その 2、その 3、その 4)

標記について、厚生労働省保険局医療課から連絡がありましたのでお知らせいたします。

平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の支払いを猶予できることにつきましては、平成 30 年 7 月 13 日付け日薬業発第 134 号他にてお知らせしたところですが、今般、対象となる被用者保険・国保組合が更新されたとのことです（リーフレットの対象保険者も更新されています）。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

<対象となる都道府県>

- ・ 岐阜県 ・ 鳥取県 ・ 広島県 ・ 高知県
- ・ 京都府 ・ 島根県 ・ 山口県 ・ 福岡県
- ・ 兵庫県 ・ 岡山県 ・ 愛媛県

~~<別添> ※いすれも厚生労働省保険局医療課・事務連絡~~

~~・平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金の取扱いについて
(その 2) (平成 30 年 7 月 13 日付け・抄)~~

~~・平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金の取扱いについて
(その 3) (同・抄)~~

~~・平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金の取扱いについて
(その 4) (平成 30 年 7 月 14 日付け)~~

被災された方々が診療に見えた際には 下記の点にご留意ください。

1. 保険証の提示がなくても保険診療ができます

被災により、患者さんが保険証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、患者さんの

- ・氏名、生年月日 ・連絡先(電話番号等)
- ・加入している医療保険者が分かる情報

(被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険の場合は住所又は組合名、後期高齢者医療の場合は住所)

を確認し、保険診療として取り扱うことができます。

2. 以下の方々については、平成30年10月末までの診療等に係る窓口での一部負担金等の支払いを受け取る必要はありません

以下の(1)(2)の両方に該当する患者さんからは、窓口で一部負担金等を受け取る必要はありません。(被災地以外の医療機関・薬局においても同様です。)

(1)平成30年7月豪雨に係る災害救助法の適用市町村の住民の方で、次の保険者に加入されている方

- ①災害救助法適用市町村の一部の市町村国保及び災害救助法適用の市町村が所在する府県の後期高齢者医療
- ②協会けんぽ、一部の健保組合

(詳細は、厚生労働省HP「平成30年7月豪雨関連情報」における「平成30年7月豪雨で被災された皆様の医療機関等での受診の際のご負担が猶予されます」で確認できます。)

(2)以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

医療機関・薬局は一部負担金等の額も含めた全額を保険請求してください。

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



平成30年7月13日時点

医療機関等を受診できます

- **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

(平成30年10月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[福岡県]

飯塚市 福岡県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- なお、被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。